

第 212 回統計委員会 議事録

1 日 時 令和 6 年 12 月 20 日（金） 10:00～10:34

2 場 所 総務省第二庁舎 7 階大会議室及び Web 会議

3 出席者

【委 員】

椿 広計、津谷 典子、會田 雅人、清原 慶子、佐藤 香、菅 幹雄、樫 浩一、
福田 慎一、二村 真理子、松村 圭一

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局長
内閣府経済社会総合研究所次長、農林水産省大臣官房統計部統計部長
日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：谷本室長、田村次長
政策統括官（統計制度担当）：山田総務省大臣官房審議官
重里統計企画管理官
栗原統計品質管理推進室参事官

4 議 事

諮問第190号「作物統計調査の変更について」

5 議事録

○椿委員長 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから第212回統計委員会を開催いたします。

本日は、久我委員、白塚委員及び富田委員が欠席と伺っております。

本日も会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。本日の議事は議事次第のとおり、諮問を予定しているところです。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日は事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の皆様方、説明者及び質疑対応者などにおかれましては、御発言の際には必ず資料名、それからページ番号を冒頭にお示しいただくようお願いいたします。また、御質問される方、御回答される方双方におかれましても、御発言の際には、冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。スムーズな委員会運営に向け、何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○椿委員長 どうもありがとうございました。

それでは早速、議事に入らせていただきます。諮問第190号、作物統計調査の変更について、総務省政策統括官室から御説明よろしくお願い申し上げます。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官（人口・社会・農林水産統計担当） 統計審査官室の森です。私の方から、農林水産省が実施します作物統計調査の変更に関する諮問について説明します。

作物統計調査については、昨年と同じタイミングで諮問がなされており、当時から二段階で行う予定であるとしておりましたが、資料1－2の冒頭の諮問文にありますとおり、農林水産大臣から作物統計調査の変更申請がありました。これを受けまして、総務省において承認の適否を判断する手続の一環として、統計委員会の御意見をお聞きする、これが今回の諮問の趣旨です。

なお、資料1－2の諮問資料一式ですが、本調査は作物ごとに調査を行うため、調査票が非常に多く、全部そろえますと250ページを超えてきます。そのため、本委員会でお配りしている資料につきましては、変更に関連する調査票に絞らせていただいております。あらかじめお断りします。

それでは、資料1－1に沿って説明させていただきます。表紙をめくっていただき、1ページ目は、作物の生産状況に関する統計調査について、今回諮問する調査とそれ以外の調査の役割分担などを参考資料としてまとめております。今回諮問します作物統計調査がこの中心となりまして、水稻を筆頭に主立った作物について広く調べております。そして、表の下の方になりますが、それを補完する形で特定作物統計調査、地域特産野菜生産状況調査など一般統計調査が幾つも行われているという構造となっております。

次のページに移ります。本調査の概要をまとめたものになります。目的は、耕地や作物の生産実態を把握するというもので、表でまとめておりますが、幾つかの調査で構成されておまして、上下で色を分けております。上の緑ですが、面積について調査する面積調査と、下の青ですけれども、作況調査、つまり、穫れ高、収穫量に関する調査に区分されます。そして、面積調査は、耕地面積調査と作付面積調査に分けられ、作況調査は、予想収穫量調査と収穫量調査に分けられ、このように4つに区分された上で、調査の対象となる作物ですが、水稻、つまり、お米を調べる調査と、それ以外の作物を調べる調査に分けて行われております。

また、調査方法ですが、水稻につきましては、職員や統計調査員が現場に出向いて稲の作付状況や育成状況を確認する、あるいは実った稲を実際に刈り取って計量するといったことを内容とします実測調査により行い、それ以外の作物については、一般的な統計調査と同様、農協などの関係団体や農家などの農林業経営体に対して郵送・オンライン調査により回答いただく形で行われております。

さらに、左から2番目に戻りますが、調査対象地域の欄について、今回の変更とも関係しますので少し説明します。全国を対象地域として行いますが、水稻や小麦などの最重要作物につきましては毎年全国規模で調査をしている一方で、作付面積調査と収穫量調査の括弧で書いた部分となりますが、米と重要な作物以外については周期調査で行われております。具体的には3年又は6年ごとの周期で全国調査を実施、それ以外の年は何もしないの

ではなく、主産県調査として主な都道府県に絞った調査が行われています。この主な都道府県ですが、作物面積のおおむね8割を占めるまでの都道府県を対象とするものでして、例えばリンゴに関しては現在6年周期で行っておりますが、青森県や長野県などの大規模な産地については、毎年調査が行われているといったことになります。以上が作物統計調査の大枠でございました。

続きまして、次のページを御覧ください。主な利活用ということで、幾つか例示をしております。作物の作付面積や収穫量に関するデータということで、農作物の生産に関する最も基本となる調査ですので、国としての基本計画の基本資料としても使われますし、交付金や農業共済制度による損害補填など法律に基づく行財政上の理由でも重要なデータとして様々利用されております。

それでは、個別の変更事項に移ります。その背景や理由を今後詳しく説明してまいります。こちらの表ですが、字が小さくなって恐縮です。今回の変更について全体像をイメージしていただくために用意したものととなります。縦軸は先ほど説明しました調査の区分となっておりまして、上半分が面積調査、下半分が作況調査としておりまして、調査の種類や作物の種類で細分化しています。そして、横軸は何年産の作物を対象にするかを分けておりまして、昨年度審議しました令和6年産から9年産まで4年分としております。個別の変更事項について、既に変更したものから今回変更を予定しているものなどをそれぞれ当てはまる箇所に記載しております。

左の6年産のところになりますが、昨年度諮問した内容でして、黒で書いたものが個別変更事項となります。これを見ていただくと分かりますが、昨年の変更の多くは水稻、お米を対象としたものでした。そして、今回の変更ですが、大きく5種類に分類されるということで、1番から5番の数字を付けておりまして、案件の内容ごとに色を分けて書いております。そのうち2番と5番は枝番号を付けたものもあり、細分化されています。

その結果、見ていただくと分かりますとおり、昨年と比べて多くなっていることと、昨年の審議は水稻がメインでしたが、今回は水稻以外の作物がメインになっているということが分かると思います。そして、2番と4番につきましては、作物の種類によって、7年産から変更が反映されるものと8年産から変更がなされるものがあるということで、2年にまたがるような図となっております。

なお、令和8年、令和9年にも黒字のものを書いておりますが、こちらはまだ未確定というものでして、今回の諮問には入りません。

それでは、次のページに移ります。順番に個々の変更内容について説明してまいります。まず、❶ですが、行政記録情報等の活用に関する変更となります。全部で2つあります。まず、枝番の1ですが、水稻の作付面積調査について、行政記録情報を活用するというところで、これまでやってきた実測調査を取りやめることを計画しております。

下の図で説明しますが、上が現在の状況となりまして、これまでお米の作付面積調査については、先ほど申しました職員や統計調査員が現場に行って調査する、実測調査を行い、全国で約1万箇所を調査して、これを基に調査結果を取りまとめて公表しておりました。変更後は、農林水産省の通知に基づき、地方農政局等が作況状況を把握し、本省に報告し

ている行政記録情報があるということで、これを今回検証した結果、代替できるということが確認できたということです。今後この情報を活用し、それを補完して公表することとし、その結果として、これまでやってきた実測調査を取りやめる計画となっております。

次に進みます。枝番の2ですが、さとうきびを対象とした作付面積調査及び収穫量調査の効率化です。さとうきびにつきましては、南国の鹿児島県と沖縄県で栽培されております。下の図を御覧ください。現在この2県の製糖工場・製糖会社約90を対象に郵送・オンライン調査を行っており、その結果を集計して公表しております。これを、変更後は、現在鹿児島県の方で屋久島を除く島しょ部について調査している行政記録情報があり、これで代替できることが今回確認できたそうです。このため、作物統計調査では、これでカバーできる分を除いた報告者に限定して調査を行うこととし、報告者数を約90から3分の1の約30に縮小して対応する計画となっております。

以上の2つが行政記録情報等の活用に関するもので、調査対象の負担軽減や調査の効率化を変更の理由としております。

次のページに移りまして、②になります。調査対象としまして、今回、農林業経営体に関するもので、全部で細かく3つあります。まず、枝番の1ですが、水稻以外の作付面積調査の調査対象に農林業経営体を追加することが計画されております。水稻以外ということで、具体的には大豆、野菜、果樹などですが、下の図を御覧ください。調査区分として、上が作付面積調査、下が収穫量調査としております。作付面積調査につきましては、現在、農協などの関係団体等だけを報告者として行っており、データが不足する部分については、審査・集計の過程における補完作業の一環として、職員等による巡回・見積り及び情報収集を実施し補完しているということです。しかしながら、その巡回等の作業が相当な規模で必要な状況である中、業務を行う地方農政局等の職員が減少しまして、現行の方法での継続が困難になってきているということです。

変更案では、現在実施している関係団体向けの調査のほか、新たに農林業経営体を調査対象に加えることとし、また、実施に当たって、収穫量調査においてはもともと農林業経営体を調査対象としていますが、これと一体的に実施することが予定されております。なお、変更によっては7年産と8年産の二段階で分けて導入するものがあるとしておりましたが、これが該当しておりまして、7年度産から麦類、大豆などについて、8年度産から陸稲、かんしょなどに導入する予定としております。

次のページに移ります。次の枝番の2ですが、先ほどの説明で、作付面積調査において農林業経営体を調査対象に追加、また、農林業経営体を調査対象としている収穫量調査と一体的に実施する予定と説明しました。これを受けまして、当然ながら、調査票についても見直し・再編が必要ということで変更が予定されております。

こちら、下の表でまとめておりますが、7年産と8年産の2年にわたって段階的に導入されるということで、作物別で変更内容を細かく記載しておりまして、基本的には調査事項自体には変更がないことなどを書いております。また、この変更によって調査票の数が23から25と変動しますが、作物ごとに実施するため、もともと調査票の種類自体が多いということもあり、調査票自体も統合するということで減ったりもしますが、もともと一種

類の調査票を複数の作物で共有していたものを今回分けるものもあります。その結果として23から25ということであり、当然ながら調査対象の負担が増えるといったものではないということを補足させていただきます。

次に、枝番の3番に移りますが、農林業経営体の標本設計の見直しが予定されております。繰り返しになりますが、今回もともと収穫量調査の調査対象であった農林業経営体に対して作付面積調査も併せて実施する変更が予定されております。そして、現在の農林業経営体に関する調査は標本抽出で行っておりますが、現在の標本設計は収穫量調査のためのものでして、今回追加される作付面積調査の作付面積を復元することを前提にしておりません。そのため、これを全面的に見直すことが計画されております。具体的には下の表のとおりであり、現在は規模階層を設けずに行っていますが、これを作付面積調査でも活用できるように、経営規模によって大中小の三階層に分けまして、大規模階層については全数調査とする、また、中規模階層については母集団の5分の1を標本とするなど、そのような三階層にするような対応が予定されております。

以上、農林業経営体を調査対象とすることに関連する変更事項で3つ説明させていただきました。

次に、③に移ります。こちら、水稻以外の作付面積調査と収穫量調査について、現在、地方農政局経由で行っている郵送調査とオンライン調査につきまして、基本的に民間委託化することが予定されております。こちらの変更については、地方職員の減少を踏まえた事務負担の軽減が理由となっておりますが、過去の農林水産省のほかの統計調査でも民間委託化はたくさん行っておりまして、その前例に倣い、今回こちらの統計調査についても民間委託化をするというものとなります。ただ、単純に全部民間委託化してしまうのではなく、下の変更案の方に書いておりますが、関係団体等や中小規模階層の農林業経営体につきましては民間委託化してしまう一方で、報告者の一部となる農林業経営体の大規模階層に関しましては、回収率の確保の観点から職員や統計調査員による調査を実施することも予定されております。以上が民間委託化に関する変更事項です。

続きまして、次のページ、④に移ります。全国調査の周期について、従来3年又は6年周期で行っていたものを5年に統一することが予定されております。初めに調査の概要の説明でも触れておりました件になりますが、これまで水稻以外の作物の作付面積調査及び収穫量調査については、作物によって3年又は6年ごとに全国調査を行い、それ以外の年は主産県調査を実施しております。具体的には下の表のとおりですが、作物によって3年周期、6年周期となっておりまして、この表の黒丸のところが全国調査年、間の白丸のところが主産県調査ということとなります。

これを調査の効率化、また、利活用への配慮、農林業センサスの実施周期などを考慮しまして、政策部局との調整を行った上で、今回、全国調査の周期を5年に統一するということです。下の図ですと、令和7年以降の赤いところを見ていただきたいのですが、野菜と花きにつきましては令和7年のところに赤丸があると思います。5年後の令和12年にも赤丸があります。そしてもう一つその下、陸稲・かんしょやお茶につきましては、令和8年のところに赤丸があって、その5年後の13年度にまた同じ赤丸があるということで、こ

の2つのグループに分けまして作物の種類によって段階的にこの変更を導入していくこととしております。

この理由につきまして農林水産省では、これまでの調査周期を勘案いたしましてこのタイミングにする必要があるということと、また、業務負担の平準化や施策の利活用の観点からこのような二段階の変更をしていると説明を聞いております。

続きまして、最後の⑤の変更事項となります。調査時期及び公表期日の変更となりまして、作物やその内容によって大きく3つに分けております。まず枝番の1ですが、この下の図を御覧ください。現状、農協や関係団体等を対象とする大豆、果樹の作付面積調査と収穫量調査についてですが、この表のとおり、それぞれの調査を別々の時期に実施しております。この両調査の調査票を統合した上で、収穫期に同時に実施して情報を把握することが予定されております。

そして、次のページ枝番の2に進みます。一部の作物、具体的には先ほども出てきました大豆、果樹、かんしょ、サツマイモになりますが、あとは、そば、さとうきびについて、公表時期を変更することを計画しております。また、下の表でまとめておりますが、例えば先ほど出てきました大豆と果樹につきましては、これまで作付面積調査、収穫量を別々に調査しており、今回一緒に調査するというのですが、公表自体はもともと別々に公表していました。

そして今回、調査自体も統合することに併せまして、公表についても、大豆につきましては翌年5月上旬に一度にまとめて公表する変更となっております。果樹についても、いろいろな果樹で時期が違いますので、概要については11月下旬から翌年8月下旬まで、詳細につきましては翌年12月下旬にまとめて公表するということで変更を予定しております。そして、ほかの作物についても公表時期の見直しを赤字で書いております。業務の効率化や制度の改正、また、さとうきびにつきましては、天候の影響などあり、いろいろ状況、理由はありますが、公表時期の変更が予定されております。

そして最後のページ枝番の3番となります。耕地面積調査における詳細の公表時期を繰り下げる変更が予定されております。この理由は、先ほど公表時期の変更で、果樹の公表時期につきましては、品目ごとに概要の公表が11月から翌年8月に変更になる計画としておりましたが、この耕地面積調査において公表しております樹園地というものがあります。こちらについては、注2に小さく書いておりますが、この樹園地とは、畑のうち、果樹、お茶などを1アール以上集団的に栽培するものをいいます。下の方に参考として公表資料のイメージを付けておりますが、この例で、耕地面積調査のほか、果樹の作付面積の調査結果を踏まえてこの内訳に使っており、果樹の作付面積調査の公表時期が繰り下がるということで、こちらの耕地面積調査の樹園地のデータが揃う時期も繰り下がるため、公表時期もその影響を受けるとしております。

以上、⑤として調査実施時期、公表時期の変更について説明いたしましたが、こちらも利活用上の支障などを確認しつつ、部会の方では審議してまいりたいと思っております。

以上が変更事項であり、数が多く長くなってしまいました。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。本件は、産業統計部会に付託して、詳細については同部会で審議いただくことにいたします。

それから、資料1－3を御覧いただければと思いますが、本日付で小針美和氏が新たに専門委員として任命されました。なお、小針美和氏におかれましては、本調査の審議のため、これは資料1－4にあるとおり、産業統計部会の審議に参加していただくことといたします。

それでは、ただいまの政策統括官室の説明につきまして、何か御質問などあれば、よろしく願いいたします。

清原先生、よろしく願いいたします。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。御丁寧な御説明、感謝いたします。

急速な少子化で農業人口が減少していますし、地方農政局の職員も減少している中、他方では、「農産物の自給率の向上」というのは日本の社会の持続可能性の中でも重要な課題と認識しています。

その中、多岐にわたる変更の諮問をいただきましたので、詳細は部会の皆様にお委ねしますが、1点だけ確認をさせていただければと思います。と申しますのは、今回の変更により、「地方農政局と農林業経営体との密接な連携・協働」が更に深化するものと思います。4ページに今後の変更の行程表もあるわけですが、やはり大事なものは、各地方農政局と農林業経営体の方が、今までの連携を公的統計の取組の中で更に強化して、相互の信頼に基づいて取組を進めていかなければならないと思います。また、地方農政局の職員の方が、農業者の方と直接対話するよい機会にもなると思いますし、現場を把握するという意味でも重要な取組になっていくと思います。

そこで、このような変更案を提起されるに当たりまして、各地方農政局と農林業経営体の皆様との間での対話が今日の御説明の変更案の根拠になっていらっしゃるかどうか、期待をしながら質問をさせていただきます。よろしく願いします。

○樫委員長 清原先生、どうもありがとうございました。本件は、農林水産省の方にお答えいただくのがいいかと思います。よろしく願いいたします。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 農林水産省です。清原先生、御質問いただき、ありがとうございます。

おっしゃっていただいたとおり、農林水産省といたしまして、こちらの統計は非常に重要だと認識しております。現状でもかなり巡回・見積み、情報収集などを通じてよくよく経営者の方やJA、関係団体の方ともコミュニケーションを取りながら進めてきているところです。そちらを巡回・見積み、情報収集ということではなく、しっかり農林業経営体に対する標本調査という形で位置付ける中で、必要なコミュニケーションは持続していくようにいたしまして、我々としてもしっかりその辺り情報収集できるような関係は築きながら、また、調査の御協力もその中で併せてやらせていただきながら、しっかりとした調査が実施できるように進めていきたいと考えているところです。どうもありがとうございます。

○清原委員 ありがとうございます。特に13ページにおいて、統計の公表時期についても

現実に即して柔軟に変更されるという提案もされました。やはり農業者の方にとっても、統計は今後の農業計画を立てていく上でも大変重要な根拠となると思います。今回の変更は、行政記録情報等を活用し、少しでも調査に係る負担を軽減しながら、よりよい質の高い統計の調査結果を得るための変更だということで、より一層、農林水産省と農業関係団体の皆様にとって両者の緊密な関係を促進するような変更の方向になれば心強いなと思いました。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○樫委員長 清原先生、ありがとうございました。本件よろしくお願い申し上げます。

ほか、御質問、御意見いかがでしょうか。松村先生、よろしくお願いします。

○松村委員 御説明ありがとうございました。基本的には、各方面の負担軽減を通じて、持続的な統計公表につなげていくということなので、大変いいことだと思います。

お話を伺っておりまして、結構今回統計の報告時期や公表時期、そして同じ統計の中でも品目によってこれらの変更があるかと思います。統計の報告者、そして利用者に対しても、変更の状況が分かりやすいように、例えば最終的には変更状況を一覧表で示するような工夫があると、先ほど清原先生から農林業経営体との連携といったお話もありましたが、報告する側もより頭の中がクリアになって対応できるかと思います。そのようなところにもお気配りいただければと思います。

以上、意見です。

○樫委員長 御意見ありがとうございました。今の点についても是非御配慮いただければと思います。よろしくお願いします。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 しっかり対応していきたいと思っています。ありがとうございます。

○樫委員長 ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、私の方からもコメントをさせていただきたいと思います。作物統計調査は主要作物の生産実態を把握する大変重要な調査です。本調査については、先ほどもありましたが、地方農政局の職員や調査員がいわゆる実測調査、調査実務に係る形で行われてきた部分は多々あったところと承知しております。

今回の申請では、既存の行政記録情報等の活用や民間委託の導入、また、農林業経営体に関する標本設計の見直しなどによる調査設計、調査の効率化が大きな柱となっていると承知しました。限られたリソースの中で必要とされるデータの把握や提供を着実に継続していくことは大変重要と考えます。

樫部会長をはじめ、産業統計部会に所属の先生方、委員の皆様、審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日用意しました議題は以上となります。

本日の議事録は、委員に確認をいただいた上で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づき、議事録は、委員会に報告するものとされているため、ホームページに公開の形に代えさせていただきます。

それでは、次回の委員会の日程について、事務局から連絡よろしくお願いします。

○谷本総務省統計委員会担当室長 次回の委員会につきましては、調整中ですので、日時、場所につきましては別途御連絡いたします。

事務局からは以上です。

○椿委員長 それでは、以上をもちまして、第212回統計委員会は終了とさせていただきます。本日は御参集どうもありがとうございました。